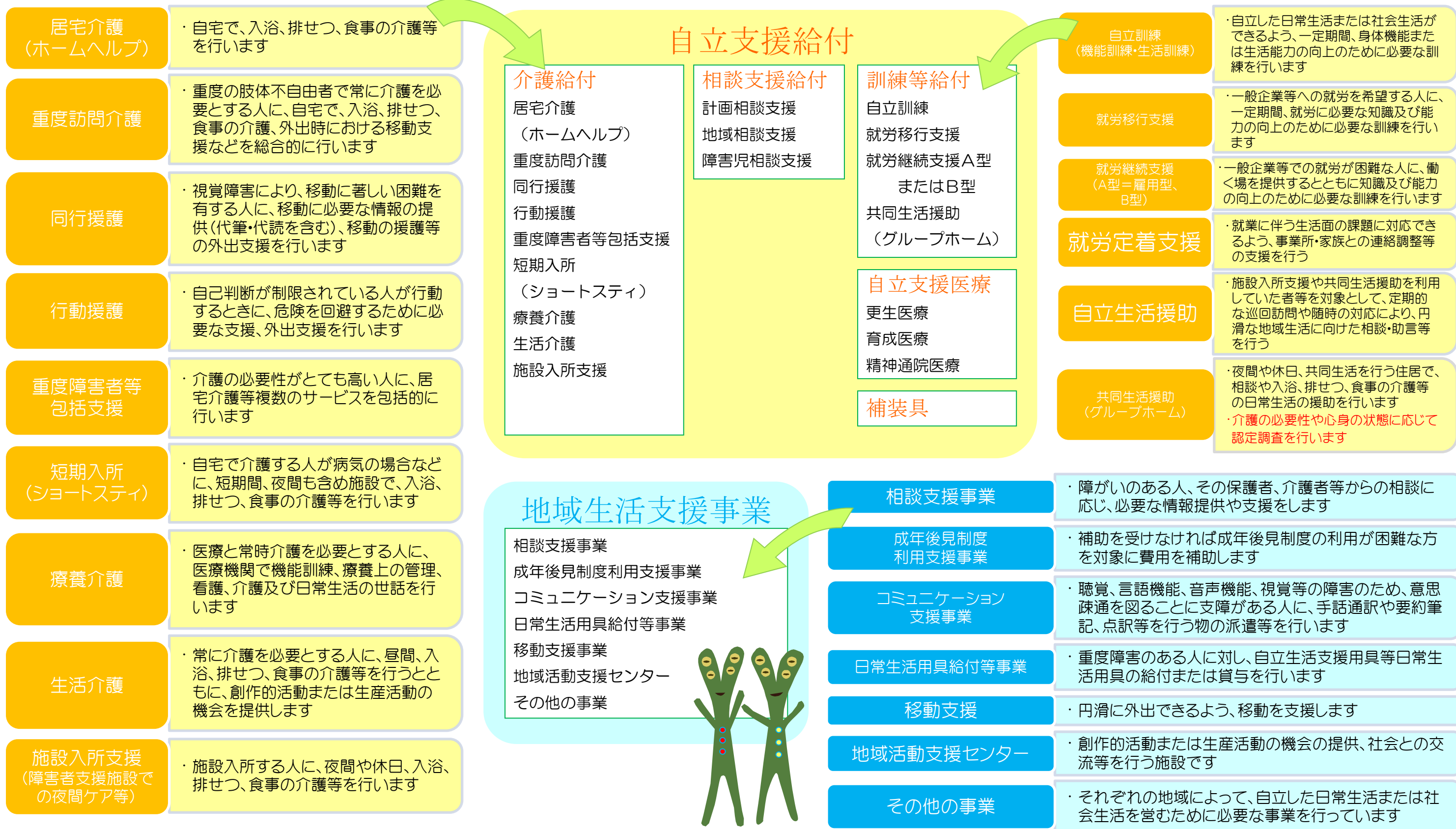


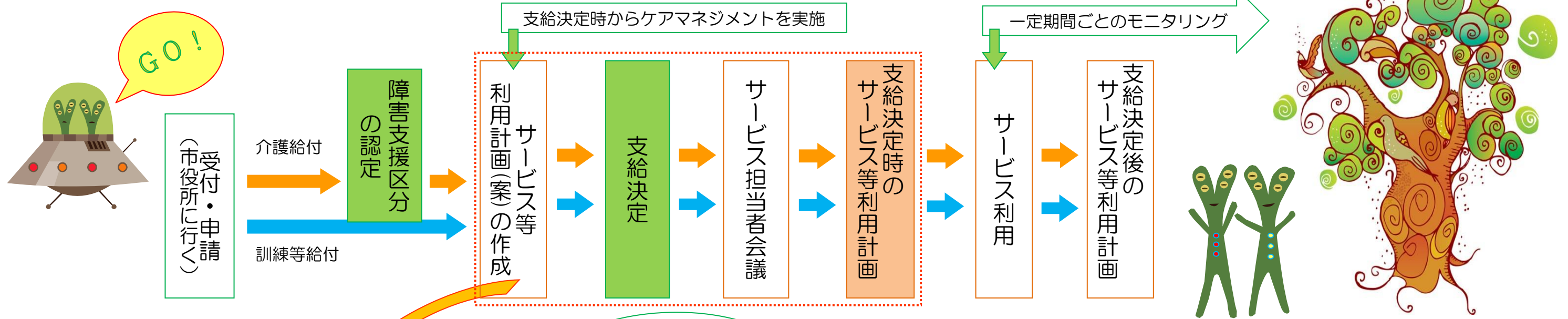
障害者総合支援法は、 障がいがある方の生活を支える社会の仕組みです

障害者総合支援法で受けられる制度や福祉サービスには、国で定められた「自立支援給付」と、地域の
実情に応じて「自立支援給付」を円滑に受けられるようにするための「地域生活支援事業」があります。



福祉サービスを利用するには？

『サービス等利用計画』に基づいて、利用する目的を明確にし、将来の夢の実現に向けて一歩一歩進んでいきましょう！



計画相談支援

- ・ **サービス利用支援** 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
- ・ **継続サービス利用支援** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

地域相談支援

- ・ **地域移行支援** 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
- ・ **地域定着支援** 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障害児相談支援

- ・ **障害児支援利用援助** 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
- ・ **継続障害児支援利用援助** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

指定特定相談支援事業者

- 計画相談支援(個別給付)
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援
- 基本相談支援

指定一般相談支援事業者

- 地域相談支援(個別給付)
- 地域移行支援(地域生活の準備のための外出同行、入居支援等)
- 地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援

障害児居宅サービスは…指定特定相談支援事業者

※支援内容は上記と同じ

障害児通所サービスは…障害児相談支援事業者

- 障害児相談支援(個別給付)
- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助
- 基本相談支援

※障害児の入所サービスは…専門的な判断を行う必要があるため、**児童相談所**が行います。

障害児のサービスは？

障害児を対象としたサービスは、**児童福祉法**に位置付けられます。利用は、上記の福祉サービス利用の流れをたどります。

通所支援(市)	児童発達支援	①児童発達支援センター：通所支援の他、地域の障害児支援の拠点として、「障害児や家族への支援」「障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施 ②児童発達支援事業：通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や長期休暇期間中における生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進します。
入所支援(都)	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	福祉型障害児入所施設	身体障害、知的障害、精神障害(発達障害児を含む)がある児童に対する、保護、日常生活の指導、知識技能を高め、自立(地域生活移行)のための支援を行っていきます。医療型障害児入所施設では、医療も提供します。
	福祉型障害児入所施設	※重度・重複障害や被虐待児への対応を図ります。 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。